



あわじ定明

県議会通信 NO.9

2006年10月20日発行版
あわじ定明政務調査事務所
秋田市土崎港東 1-2-79
TEL 847-1915 FAX 847-1914
E-Mail awasada011@yahoo.co.jp
<http://homepage2.nifty.com/awaji-gik>

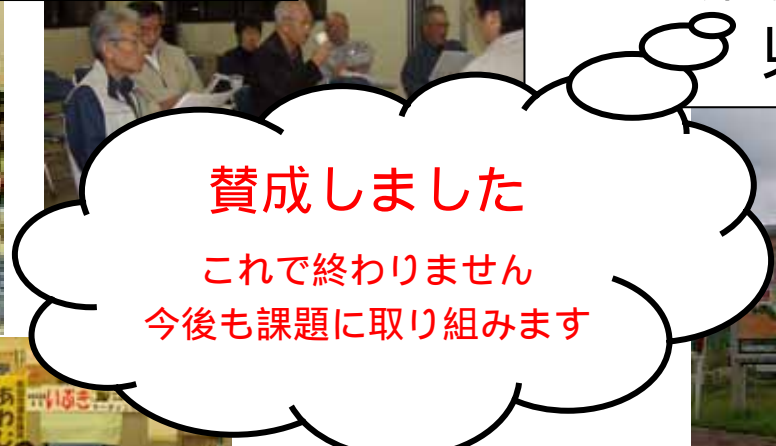
あくまでも市民派として！

子ども総合支援エリア事業 可決 負の遺産処理～まず責任を明確に

秋田県創造

【主張：1】
南ヶ丘ニュータウンの開発をスタートさせたことが県住宅供給公社の破綻を招いた。まちづくり等の都市政策を十分消化しないままの安易な事業推進でありその政治判断こそが責任の第一である。
執行部は中途半端な表現ではなくしっかりと責任を明確に認め、県民に謝罪することが、第一と指摘する。

【主張：2】
南ヶ丘ニュータウンの土地を買い上げることはやむなしと判断せざるを得ない。
公社を破綻させた場合、県のおこなっている貸付金の回収が困難になるほか、金融機関への損失補償分についても一時に全額の支払い義務が秋田県に生じることから県財政運営上支障をきたす
>> 公社救済というより
県財政の救済



**各地域で
意見交換会
開催**

【主張：3】
今般の事業は、重度・重複障害児に重きを置いた提案であり、これまで特に光の当たってこなかった分野・部分についての補強・充実であると理解する。
障害児・者施策全般の中の大きな柱ではあるが、すべてにはなりえない。
障害の種別・程度・状況・背景など様々な要件によってその求める施策が違ってくるが、まず整理・理解されなければならないし、この事業を契機とした総合的な障害者施策のビジョンを執行機関がしっかりと示す責務があると指摘する。
秋田県の障害者施策の理念が明確に語られていないことが、当事者・家族など関係者の多くに賛成・反対相まっての混乱を生じさせた大きな要因と考える。

【主張：4】
秋田市内での医療サービスの低下の主張には、市街地におけるネットワークの構築を構想する、これまでかけていた学齢期以後の医療サービスの課題と解決のビジョンを、なぜ、語る事が出来ないのか。
教育機関の市街地の必要性(盲・聾学校を中心)には、サテライト教室などその柔軟な運用の選択を語れないものなのか。
財政の問題として、経費節減効果が年間7億9千万円見込まれるというのであれば、もう一步踏み込んで、それをもって障害者施策の創造的、発展的展開に結びつける等のことが語れないのか。 などなど。
はなはだ脆弱な議論・対応に終始したことの残念さを痛感するものです。障害者自立支援法により、市町村に施策実行の主体が移行する中であって、県は、企画調整・立案の役割を担うべき必要性が増すと考えます。
ノーマライゼーション・障害者の自立等々が言われるのであれば、社会として、行政としてどのような理念と覚悟を持って取り組んでいくのかがまず主張されなければならないと考えます。

会派 **いぶき** として

あらたな挑戦



**緊張感ある政治体質
社会構造の構築を目指します**

<<活動基盤>>

“会派：いぶき”は、
地方自治の自主・自立を意識する
政治活動・政策立案集団を宣言します

議院内閣制・政党政治の国政と、2元代表制(近似的大統領制)の地方議会は、その機能や制度が大きく異なることを理解する必要があります。

県・市町村政治における政策判断が、中央政党の枠組みで議論されていることの弊害を実感しています。

地方議会における会派、政治集団の新たな価値観における構築が活力ある地方自治の再スタートと考えています。

<<活動指針>>

- 1) 政治的なイデオロギーを超え、秋田県民によるローカル・パーティ、政策ネットワークの立ち上げを視野に入れ、活動を行います。県民の皆さん、専門家、或いは実践者と協働しながら、政策を立案し実行・検証します。その組織づくりを模索します。
- 2) 厳密な会派会則などは作成しません。賛同いただいた方々の自発的な活動を期待します。会派拘束も設けません。賛同者が同時に別の政治団体(中央政党)に参加することもかまいません。
- 3) 地域主権、住民参加型自治の確立を目指し、県民のシンクタンクづくりに寄与したいと考えています。

- ・ 気軽に意見交換しませんか
- ・ 下記日程で行います
- ・ 参加者が1人でも、2人でも結構です
- ・ たとえ参加者がおらなくても、1時間は会場にて待機します

既存の手法を打ち破りたい
参加型市民社会・地方自治を
目指しての挑戦
その**第1歩の活動と**
考えています

陳情の場にはしたくない
よくある“県政報告会”にはしたくない
言いつばなし、聞きつばなしにはしない
なるほどと納得できる意見・要望については、
“いぶき”の議会活動に反映させる
～活動内容・対応手法・結果については必ず報告する

いぶきミーティング

《意見交換会の開催》

ご参加ください

お問合せ先：あわじ事務所(018-847-1915)

全会場 午後7時より
(約1時間程度を予定)

10月24日(火) 飯島南児童センター

10月25日(水) 港北コミセン

10月26日(木) あわじ事務所

10月30日(月)

雲祥院 飯島穀丁